

（緊急自動車）

第四十九条 緊急自動車には、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、警光灯の色、明るさ、サイレンの音量に関し告示で定める基準に適合する警光灯及びサイレンを備えなければならない。

2 緊急自動車は、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、車体の塗色に関し告示で定める基準に適合しなければならない。

（緊急自動車）

第75条 緊急自動車に備える警光灯の色、明るさ、サイレンの音量、車体の塗色に関し、保安基準第49条第1項及び第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 警光灯は、前方300mの距離から点灯を確認できる赤色のものであること。この場合において、警光灯と連動して作動する赤色の灯火は、この基準に適合するものとする。
- 二 サイレンの音の大きさは、その自動車の前方20mの位置において90dB以上120dB以下であること。この場合において、サイレンの音の大きさがこの範囲内におそれがあるときは、音量計を用いて次により計測するものとする。
 - イ 音量計は、使用開始前に十分暖機し、暖機後に較正を行う。
 - ロ マイクロホンは、車両中心線上の自動車の前端から20mの位置の地上1mの高さにおいて車両中心線に平行かつ水平に自動車に向けて設置する。
 - ハ 聴感補正回路はC特性とする。
 - ニ 原動機は、停止した状態とする。
 - ホ 計測場所は、概ね平坦で、周囲からの反射音による影響を受けない場所とする。
 - へ 計測値の取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 計測は2回行い、1dB未満は切り捨てるものとする。
 - (2) 2回の計測値の差が2dBを超える場合には、計測値を無効とする。ただし、いずれの計測値も本則に規定する範囲内には有効とする。
 - (3) 2回の計測値（(4)により補正した場合には、補正後の値）の平均を音の大きさとする。
 - (4) 計測の対象とする音の大きさと暗騒音の計測値の差が3dB以上10dB未満の場合には、計測値から次表の補正值を控除するものとし、3dB未満の場合には計測値を無効とする。

（単位：dB）

計測の対象とする音の大きさと暗騒音の計測値の差	3	4	5	6	7	8	9
補正值	3	2		1			

三 緊急自動車の車体の塗色は、消防自動車にあつては朱色とし、その他の緊急自動車にあつては白色とする。ただし、警察自動車、検察庁において犯罪捜査のために使用する自動車又は防衛省用自動車であつて緊急の出動の用に供するもの、刑務所その他の矯正施設において緊急警備のため使用する自動車、入国者収容所又は地方入国管理局において容疑者の収容又は被収容者の警備のため使用する自動車、救急自動車のうち重度の傷病者でその居宅において療養しているものについていつでも必要な往診をすることができる体制を確保している医療機関が当該傷病者について必要な緊急の往診を行う医師を当該傷病者の居宅にまで輸送するために使用する自動車、公共用応急作業自動車、海上保安庁用自動車であつて緊急自動車として取り扱われる自動車及び不法に開設された無線局の探査のため総務省において使用する自動車にあつては、この限りでない。

四 車体の塗色の大部分の塗色が前号に規定する塗色である場合は、前号の基準に適合するものとする。

（緊急自動車）

第153条 緊急自動車に備える警光灯の色、明るさ、サイレンの音量、車体の塗色に関し、保安基準第49条第1項及び第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 警光灯は、前方300mの距離から点灯を確認できる赤色のものであること。この場合において、警光灯と連動して作動する赤色の灯火は、この基準に適合するものとする。
- 二 サイレンの音の大きさは、その自動車の前方20mの位置において90dB以上120dB以下であること。この場合において、サイレンの音の大きさがこの範囲内におそれがあるときは、音量計を用いて次により計測するものとする。
 - イ 音量計は、使用開始前に十分暖機し、暖機後に較正を行う。
 - ロ マイクロホンは、車両中心線上の自動車の前端から20mの位置の地上1mの高さにおいて車両中心線に平行かつ水平に自動車に向けて設置する。
 - ハ 聴感補正回路はC特性とする。
 - ニ 原動機は、停止した状態とする。
 - ホ 計測場所は、概ね平坦で、周囲からの反射音による影響を受けない場所とする。
 - へ 計測値の取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 計測は2回行い、1dB未満は切り捨てるものとする。
 - (2) 2回の計測値の差が2dBを超える場合には、計測値を無効とする。ただし、いずれの計測値も本則に規定する範囲内には有効とする。
 - (3) 2回の計測値（(4)により補正した場合には、補正後の値）の平均を音の大きさとする。
 - (4) 計測の対象とする音の大きさと暗騒音の計測値の差が3dB以上10dB未満の場合には、計測値から次表の補正值を控除するものとし、3dB未満の場合には計測値を無効とする。

（単位：dB）

計測の対象とする音の大きさと暗騒音の計測値の差	3	4	5	6	7	8	9
補正值	3	2		1			

三 緊急自動車の車体の塗色は、消防自動車にあつては朱色とし、その他の緊急自動車にあつては白色とする。ただし、警察自動車、検察庁において犯罪捜査のために使用する自動車又は防衛省用自動車であつて緊急の出動の用に供するもの、刑務所その他の矯正施設において緊急警備のため使用する自動車、入国者収容所又は地方入国管理局において容疑者の収容又は被収容者の警備のため使用する自動車、救急自動車のうち重度の傷病者でその居宅において療養しているものについていつでも必要な往診をすることができる体制を確保している医療機関が当該傷病者について必要な緊急の往診を行う医師を当該傷病者の居宅にまで輸送するために使用する自動車、公共用応急作業自動車、海上保安庁用自動車であつて緊急自動車として取り扱われる自動車及び不法に開設された無線局の探査のため総務省において使用する自動車にあつては、この限りでない。

四 車体の塗色の大部分の塗色が前号に規定する塗色である場合は、前号の基準に適合するものとする。

（緊急自動車）

第 231 条 緊急自動車に備える警光灯の色、明るさ、サイレンの音量、車体の塗色に関し、保安基準第 49 条第 1 項及び第 2 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 警光灯は、前方 300m の距離から点灯を確認できる赤色のものであること。この場合において、警光灯と連動して作動する赤色の灯火は、この基準に適合するものとする。
- 二 サイレンの音の大きさは、その自動車の前方 20m の位置において 90dB 以上 120dB 以下であること。この場合において、サイレンの音の大きさがこの範囲内におそれがあるときは、音量計を用いて次により計測するものとする。
 - イ 音量計は、使用開始前に十分暖機し、暖機後に較正を行う。
 - ロ マイクロホンは、車両中心線上の自動車の前端から 20m の位置の地上 1 m の高さにおいて車両中心線に平行かつ水平に自動車に向けて設置する。
 - ハ 聴感補正回路は C 特性とする。
 - ニ 原動機は、停止した状態とする。
 - ホ 計測場所は、概ね平坦で、周囲からの反射音による影響を受けない場所とする。
 - へ 計測値の取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 計測は 2 回行い、1 dB 未満は切り捨てるものとする。
 - (2) 2 回の計測値の差が 2 dB を超える場合には、計測値を無効とする。ただし、いずれの計測値も本則に規定する範囲内には有効とする。
 - (3) 2 回の計測値（(4)により補正した場合には、補正後の値）の平均を音の大きさとする。
 - (4) 計測の対象とする音の大きさと暗騒音の計測値の差が 3 dB 以上 10dB 未満の場合には、計測値から次表の補正值を控除するものとし、3 dB 未満の場合には計測値を無効とする。

（単位：dB）

計測の対象とする音の大きさと暗騒音の計測値の差	3	4	5	6	7	8	9
補正值	3	2		1			

三 緊急自動車の車体の塗色は、消防自動車にあつては朱色とし、その他の緊急自動車にあつては白色とする。ただし、警察自動車、検察庁において犯罪捜査のために使用する自動車又は防衛省用自動車であつて緊急の出動の用に供するもの、刑務所その他の矯正施設において緊急警備のため使用する自動車、入国者収容所又は地方入国管理局において容疑者の収容又は被収容者の警備のため使用する自動車、救急自動車のうち重度の傷病者でその居宅において療養しているものについていつでも必要な往診をすることができる体制を確保している医療機関が当該傷病者について必要な緊急の往診を行う医師を当該傷病者の居宅にまで輸送するために使用する自動車、公共用応急作業自動車、海上保安庁用自動車であつて緊急自動車として取り扱われる自動車及び不法に開設された無線局の探査のため総務省において使用する自動車にあつては、この限りでない。

四 車体の塗色の大部分の塗色が前号に規定する塗色である場合は、前号の基準に適合するものとする。